

# 居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項説明書

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養指導」という)サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号8条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

## 1. 事業者概要

事業者名称	ひかり薬局 (神奈川県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者)
事業所の所在地	神奈川県横浜市港北区日吉本町4-10-50-102 ココファン日吉
代表者名	渡邊 達郎
電話番号	045-566-7705

## 2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護状態または要支援状態にあり、主治医の医師等が交付した処方箋に基づき、薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、ひかり薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係る上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

## 3. 提供するサービス

当事業者がご提供するサービスは下記の通りです。

《居宅療養管理指導等のサービス》

- ① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方箋に基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ② サービスのご提供にあたっては、懇切丁寧に行い、わかりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当薬剤師にご遠慮なく質問・相談して下さい。

## 4. 職員の体制

職種	員数	通常の勤務体制
薬剤師	6名	常勤1名、非常勤5名
事務員	2名	常勤2名

## 5. 担当薬剤師

- ① 担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。
- ② 利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申しでることができます。  
その場合、当事業者は、このサービスの目的を反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③ 当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある限り、担当薬剤師を変更することがあります。(その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。)

## 6. 営業日時

- ① 当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。  
月曜日から土曜日まで。但し、祝祭日及び年末年始(12月30日から1月3日)を除きます。
- ② 営業時間  
月・火・水・金 午前9時00分～午後6時30分  
木 午前9時00分～午後6時00分  
土 午前9時00分～午後12時00分

## 7. 緊急時の対応

- ① 緊急時等の体制として、携帯電話により24時間常時連絡が可能な体制をとっています。
- ② 必要に応じて利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

## 8. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

- ① 居宅療養管理指導サービス提供料として、  
居宅療養管理指導費 1割の方は1回342～518円、  
2割の方は1回684～1036円  
算定する日の間隔は6日以上、かつ、月に4回を限度。
- ② 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合、1回につき100円(①に加算)

注1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製にかかる費用の一部をご負担いただきます。

注2) 上記の利用料等は厚生労働省告示第124号に基づき算定しています。  
算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

## 9. 苦情申し立て窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

- ① 連絡先 045-566-7705
- ② 担当者名 工藤 慎太郎

令和 年 月 日